法第73条第2項第2号審査の手続き①

【基本】

● 同一の個別漁業権について免許の申請が複数あるときについて、当該漁業権 が新規の漁業権である場合や、類似漁業権について満了漁業権を有する者か らの申請が無かった場合には、法第73条第2項第2号の規定に基づき、地 域水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許をすることとなる。

法第73条第2項第2号審査の手続き②

【判断基準】

- この判断基準については、行政手続法に基づき、**あらかじめ審査基準を定め、公表する**こととされたい。
- この審査基準は、各地域の水産業の実情を踏まえて作成されるべきであり、 同じ都道府県内でも、地域によって審査基準が異なることもあり得る。地 域の水産業の将来を見据え、実効性のある審査基準とするよう検討された い。海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会)にもあらかじめ示すこ ととされたい。
- なお、この審査は都道府県知事が行うものであることから、漁業協同組合等の同意の有無などにより判断するものとはならないように留意して審査基準を作成されたい。地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を判断するための審査基準であるとの前提に立ち、複数の審査項目を設け総合的に判断するものとなるよう努められたい。